

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 令和4年6月3日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 甲斐徳之助

5番 伊藤裕一

6番 池辺己実夫

7番 諸橋太一郎

8番 市川圭一

9番 長田麻美

10番 山本伸子

11番 守屋常雄

12番 加川裕美

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 柳井哲也

19番 石原幸雄

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
監 査 委 員	早 川 広 行
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会計管理者	関 達 彦
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主査	椎名紗央里

令和4年第2回牛久市議会定例会会期日程

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	6月 3日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議案上程 (22号～27号) ○提案者説明 ○決議案上程 (3号) ○提案者説明 ○意見書案上程 (4号) ○提案者説明 ○休会の件 ○散 会
第2日	6月 4日	土	休 会	
第3日	6月 5日	日	休 会	
第4日	6月 6日	月	休 会	議案調査
第5日	6月 7日	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○延 会
第6日	6月 8日	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○延 会
第7日	6月 9日	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○延 会

第8日	6月10日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一 般 質 問 ○議 案 上 程 (22号~27号) ○決 議 案 上 程 (3号) ○意 見 書 案 上 程 (4号) ○質 疑 ○委 員 会 付 託 ○休 会 の 件 ○散 会
第9日	6月11日	土	休 会	
第10日	6月12日	日	休 会	
第11日	6月13日	月	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ○総務企画常任委員会 ○教育文化常任委員会
第12日	6月14日	火	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉常任委員会 ○環境建設常任委員会
第13日	6月15日	水	休 会	○予算常任委員会
第14日	6月16日	木	休 会	
第15日	6月17日	金	休 会	議 事 整 理
第16日	6月18日	土	休 会	
第17日	6月19日	日	休 会	

第18日	6月20日	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none">○開 議○議案上程 (22号~27号)○決議案上程 (3号)○意見書案上程 (4号)○各委員長報告○委員長に対する質疑○討 論○採 決○閉会中の事務調査の件○閉 会
------	-------	---	-------	---

令和4年第2回牛久市議会定例会

議事日程第1号

令和4年6月3日（金）午前10時開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4. 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5. 議案第24号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第25号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第26号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8. 議案第27号 和解について
- 日程第 9. 決議案第3号 ウクライナ避難民のサポート体制の整備を求める決議について
- 日程第10. 意見書案第4号 旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告
取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書の
提出について
- 日程第11. 休会の件

午前10時04分開会

○杉森弘之 議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第2回牛久市議会定例会を開会いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。



会議録署名議員の指名

○杉森弘之 議長 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番市川圭一議員、9番長田麻美議員をそれぞれ指名いたします。

今期定例会に提出のあった案件は、市長提出議案第22号ないし議案第27号の6件、決議案第3号の1件、意見書案第4号の1件、陳情第2号及び陳情第3号の2件であります。

陳情第2号及び陳情第3号の2件につきましては、内容を十分検討の上、考慮されますようお願いいたします。

次に、市長から地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告第2号、令和3年度牛久市継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第3号、令和3年度牛久市繰越明許費繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告第4号、令和3年度牛久市下水道事業会計予算繰越計算書について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、うしくグリーンファーム株式会社に係る報告第5号、出資法人に関する経営状況について、地方自治法第180条第1項の規定により、報告第6号専決処分の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、牛久シャトー株式会社に係る報告第7号、出資法人に関する経営状況について報告がありましたので、サイドボックスへの登載をもって報告済みといたします。

次に、今期定例会に説明員として、地方自治法第121条の規定により出席した者は、サイドボックスへ登載した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。



会期の決定について

○杉森弘之 議長 お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より6月20日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの18日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第22号ないし日程第8、議案第27号の6件を一括議題といたします。



議案第22号 専決処分の承認を求めることについて

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて

議案第24号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第25号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第26号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

議案第27号 和解について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。根本洋治市長。

〔根本洋治市長登壇〕

○根本洋治 市長 本日、令和4年第2回牛久市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会できますことを心から感謝申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、専決処分の承認、条例の改正、補正予算、和解についてなど、全部で6件であります。

議案第22号及び議案第23号は、「地方税法等の一部を改正する法律」が、本年3月31日に公布されたことに伴い、「牛久市税条例の一部を改正する条例」及び「牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例」について、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分といたしましたものでございます。そして、その承認を求めるものでございます。

議案第22号は、固定資産税等の負担調整措置における特例措置の創設に対応するための所要の改正並びに引用条項及び文言の整理を行うものでございます。

議案第23号は、都市計画税の負担調整措置における特例措置の創設に対応するための所要の改正並びに引用条項及び文言の整理を行うものでございます。

議案第24号は、高齢者医療費の増加に伴う保険税の負担に関わる公平性の確保を図るため、基礎課税分の賦課限度額を2万円、後期高齢者支援金分の賦課限度額を1万円引き上げるための所要の改正をするものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対し、国民健康保険税の減免を本年度も実施するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第25号は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が減少したこと等による介護保険料の減免を本年度も実施するために改正するもので、減免に要する費用の10分の4に対し、国から特別調整交付金による財政支援がなされる予定でございます。

議案第26号は、令和4年度牛久市一般会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に1,523万1,000円を追加し、予算の総額を277億5,670万4,000円とするもので、歳入歳出予算、債務負担行為について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしまして、繰入金につきまして、補正予算計上に伴い、財政調整基金繰入金及びふるさと基金繰入金を増額計上するものであります。

次に、歳出といたしまして、総務費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実績に伴う国庫返還金の増額計上であり、商工費は、牛久シャトーワイン醸造に係る施設整備費用に対する補助金の増額計上であり、消防費は、食料等の確保が困難な新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する食糧等の支援費の計上であります。

第2表の債務負担行為補正は、新図書館システム構築業務及び貸貸借・保守業務について、令和3年度中に契約を完了することができなかったことから、新たに令和5年度から令和9年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

議案第27号は、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に対し、牛久市が行った放射能に係る対策に要した費用のうち、東京電力ホールディングス株式会社が支払いに応じていない損害賠償に関して、このたび、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解金に基づき和解が成立する見込みになったことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、各議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第9、決議案第3号の1件を議題といたします。



決議案第3号 ウクライナ避難民のサポート体制の整備を求める決議について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。11番守屋常雄議員。

〔11番守屋常雄議員登壇〕

○11番 守屋常雄 議員 決議案第3号、ウクライナ避難民のサポート体制の整備を求める決議（案）。

決議案の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

国ではウクライナからの避難民の受入れが始まり、多くの自治体や関係機関が避難民の受入れや生活支援を始めている。茨城県でも3月、避難民の受入れに賛同し本県に避難した人が滞在する場合は国と連携し必要な支援を行うと表明、その後4月28日に避難民受入れトータル支援パッケージを策定し、身寄りがある・なしに関わらずシームレスに避難民をサポートする体制を整えた。また、県内でも避難民の受入れや生活支援の取組を表明する自治体や広域で連携して支援をする自治体の取組などが報じられている。

そこで本市においても、ウクライナからの避難民受入れの要請が国や県から寄せられた際にはすぐさま対応できるよう、市営住宅等住まいの提供、暮らしに必要な基本的なサービスや安定した暮らしに欠かせない行政サービスの提供、国際交流協会等との連携による言語支援など、受入れに向けたサポート体制の整備を求めるものである。

以上、決議する。

以上が提案理由であります。議員各位の賛同のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の説明は終わりました。

次に、日程第10、意見書案第4号の1件を議題といたします。



意見書案第4号 旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。15番須藤京子議員。

〔15番須藤京子議員登壇〕

○15番 須藤京子 議員 意見書案第4号、意見書案の朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書（案）。

旧優生保護法の下で優生手術（不妊手術）・人工妊娠中絶術等を強制された人たちが国に損害賠償を求めた裁判の控訴審で、大阪高等裁判所は本年2月22日、除斥期間については適用しないとして、国に2,750万円の賠償を命じる判決を言い渡した。3月11日には東京高等裁判所も国に1,500万円の賠償を命じる判決を言い渡した。

全国9地裁・支部に起こされた同種訴訟における地裁の判決は、ことごとく20年の除斥期間を理由に被害者の請求を退けてきた。高裁が判断を示すのは全国で初めてで、今回の連続した高裁判決は、旧優生保護法による被害の実態を直視し、旧優生保護法による人権侵害は強度であること、国は障害者等に対する差別・偏見を正当化・固定化・助長をしてきたこと、被害

者は訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったことに照らし、除斥期間を適用することは著しく正義・公平の理念に反するとしたのである。

戦後成立した旧優生保護法（1948年から96年）は、ナチス・ドイツの優生思想に基づく「断種法」をモデルとした国民優生法を前身とするもので、国民優生法さえ認めなかった優生手術や人工妊娠中絶術等を可能とした。優生手術等の対象として知的障害、精神障害、難聴、聾、色盲など20以上の疾患を定めており、優生手術等の被害者数は判明しているだけで2万5,000人に上る。宮城県では最年少は9歳女兒が手術を受け、原告の一人は体や精神に障害はないが素行が悪いという理由で不妊手術の対象にされた。

牛久市議会は、知的障害などを理由に不妊手術を強制された宮城県の60代女性が2018年1月30日、個人の尊厳や自己決定権を保障する憲法に違反するとして、国家賠償を求めて、全国初の提訴を仙台地裁に行ったことを踏まえ、即座に国及び関係機関に対する意見書を同年3月定例会において全会一致で可決し提出した。その内容は、被害者に対する謝罪と賠償、そして相談窓口の設置を含む救済制度を整備することを求めるものである。

この仙台地裁への提訴後の2019年4月24日に、国会では議員立法により「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立・公布・施行したが、国の責任が明確化されておらず、賠償金ではなく一時金であり、金額も一律一人わずか320万円である。請求期限は施行日から起算して5年であるが、3年たった本年3月末までの認定件数はわずか990件と、被害者数の4%にも満たない。

岸田首相は本年2月28日に「政府として真摯に反省し心から深くおわび申し上げる」「二度と繰り返さないよう最大限の努力を尽くす」と述べた。しかし、3月7日に大阪高裁の判決を不服として上告し、3月24日に東京高裁でも上告した。

上告によって、救済はさらに先延ばしにされることになるが、被害者の高齢化は進んでおり、原告のうち既に4人が亡くなっている。「生きているうちに救済を」とは、誰しも願うことである。そして、岸田首相には、同じ誤りを繰り返してほしくない、反省と努力を言葉だけでなく実行してほしいと願う。

そこで、国に対し、国の責任を明確化し、上告を即時に取り下げ、一時金支給法の抜本的見直しを含め、被害者に誠意をもって謝罪し、損害賠償することを強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の御理解と、そしてこの意見書案に賛成していることを願ひまして、提案理由とさせていただきます。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の説明は終わりました。

次に、日程第11、休会の件を議題といたします。

休会の件

○杉森弘之 議長 お諮りいたします。明日6月4日ないし6日は、土日及び議案調査のため休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、明日6月4日ないし6日は休会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時26分散会